

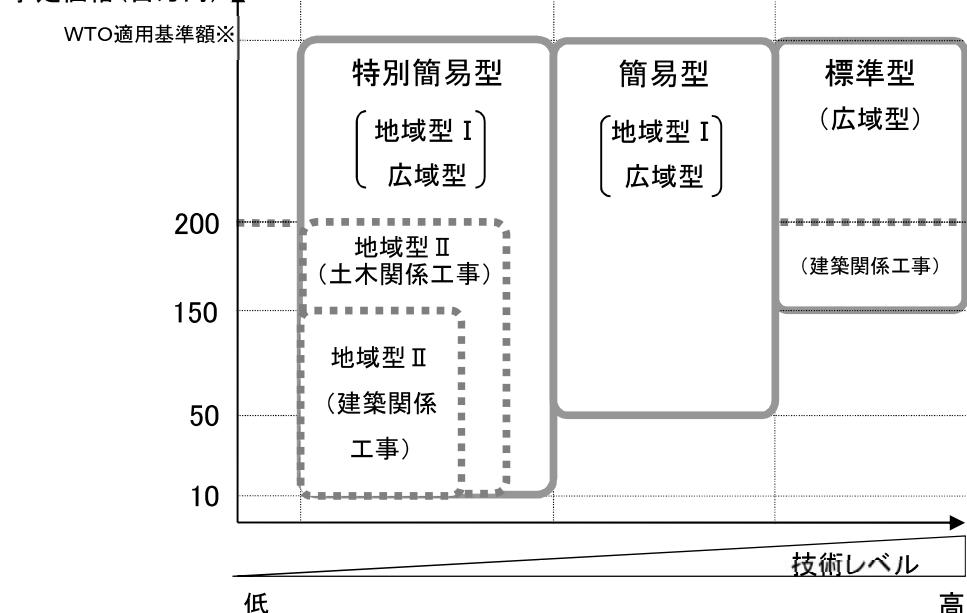
2 総合評価落札方式の適用区分

2-1 総合評価落札方式の適用及び形式等について

一般競争入札における総合評価落札方式の適用及び形式等については、P.35「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式における適用及び形式選定基準表」のとおりとする。

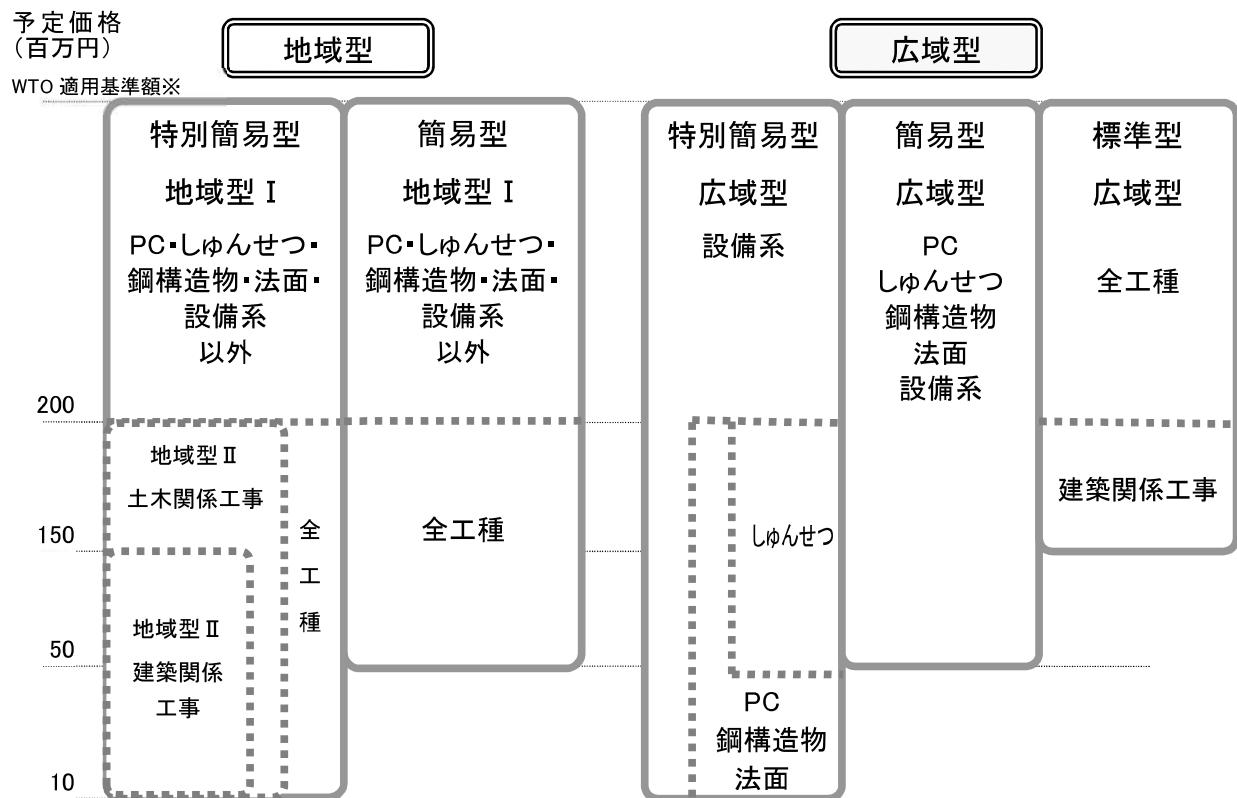
(参考1) 予定価格による適用基準表

予定価格(百万円)

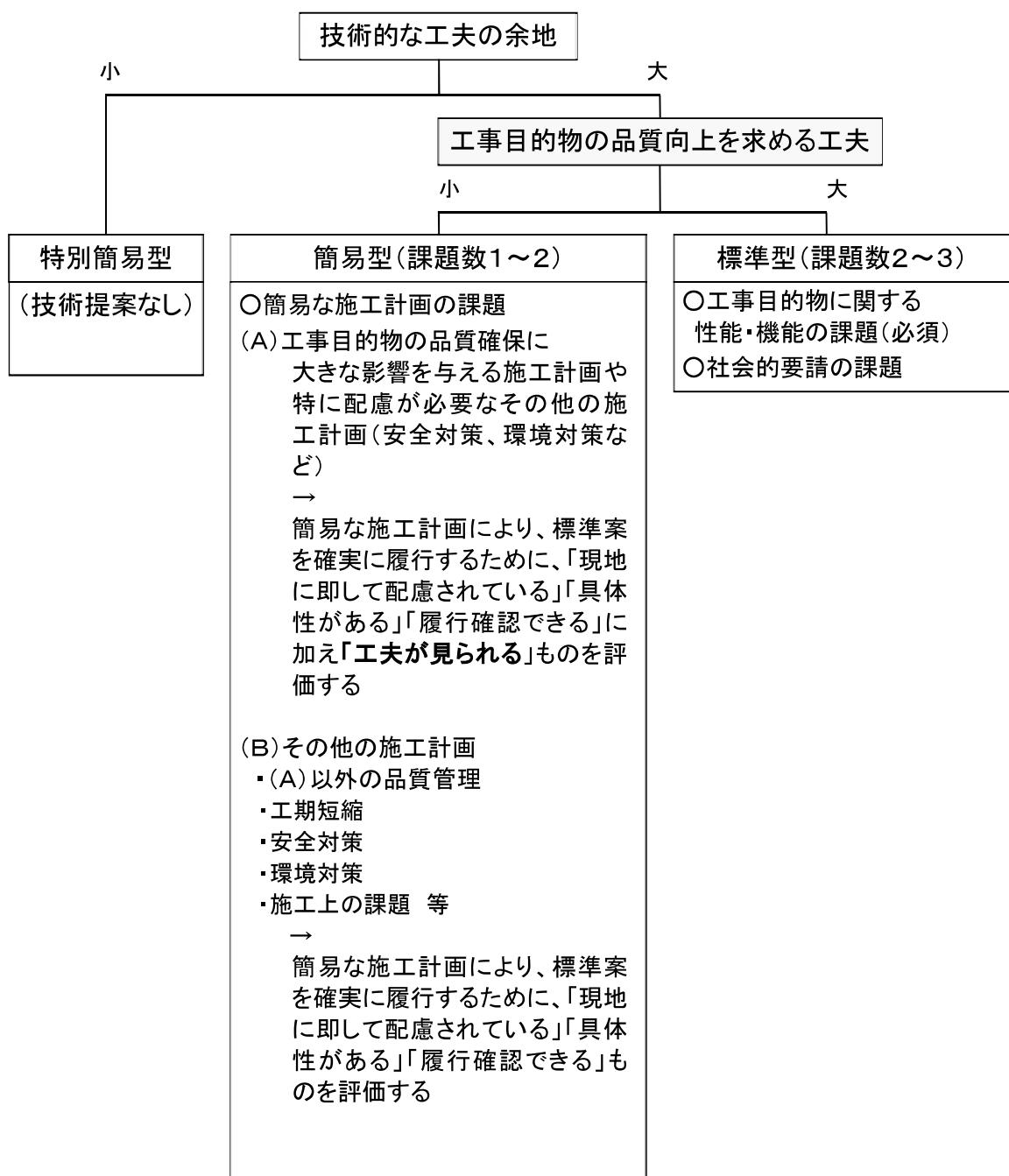


※政府調達に関する協定(WTO)の適用基準額(2022、2023年度においては 22.8 億円)

(参考2)種別・形式による適用区分



2-2 形式の選定フロー



3 総合評価落札方式における審査・評価

3-1 審査

落札者決定基準は「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会」で審査され、標準型及び簡易型の技術提案は「通常部会」で審査する。

WTO案件は「特別部会」で審査する。

3-2 評価値

原則として、除算方式で評価する

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} \div \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}$$

標準点 : 100点

加算点 : 「標準加算点表」による

なお、予定価格にかかわらず「価格据置型総合評価落札方式」を適用する。(2億円以上 WTO適用基準額未満の土木系設備工事(機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事)を除く。)

① WTO案件

入札価格が失格判断基準相当額を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を据置価格に置き換えて評価値を算出する。

入札価格 < 失格判断基準相当額の場合

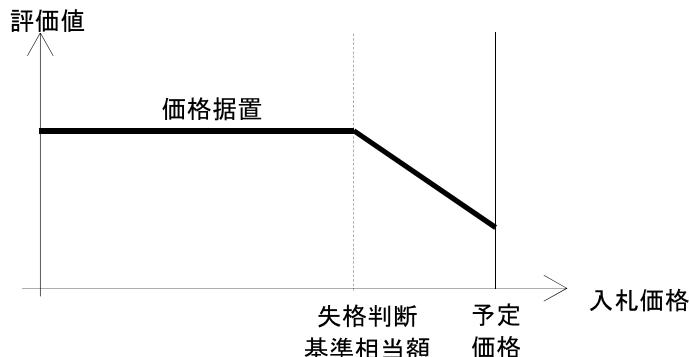
$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} \div \frac{\text{据置価格}}{\text{予定価格}}$$

なお、据置価格は、失格判断基準相当額と同じ。

失格判断基準相当額は、低入札価格調査制度の失格判断基準における「予定価格(税抜き)の積算内訳」を総計したもの

上記の内容を模式的に表現すると下図のようになる。

〈評価値のイメージ(加算点に変更がない場合)〉



② WTO案件以外

入札価格が一定の価格(据置価格)を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を据置価格に置き換えて評価値を算出する。

入札価格<据置価格の場合

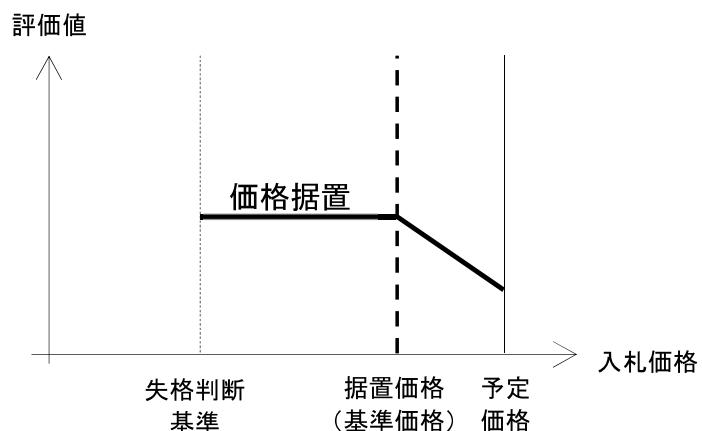
$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} : \frac{\text{据置価格}}{\text{予定価格}}$$

なお、据置価格は、建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領(愛知県建設局土木部建設総務課HP参照)第3条により、工事等の種類に応じて定められた基準価格とする。

基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある価格であり、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための詳細な調査を行うこととなる基準の価格

上記の内容を模式的に表現すると下図のようになる。

〈評価値のイメージ(加算点に変更がない場合)〉



4 入札参加資格について

(1) 入札参加資格の設定については、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局一般競争入札参加資格要件設定ガイドライン」によるものとする(建設企画課HP掲載)。

設定項目	設定内容
総合点数範囲	工種別、予定価格別の総合点数範囲を設定
施工実績等要件	<p>当該工事を施工するために必要な企業及び配置予定技術者の施工実績を設定 (施工実績以外にも要件を設定する場合あり)</p> <p>【土木】 なお、以下の工事については、配置予定技術者の過去の実績を求める <u>い</u>(簡易型以上を適用する場合は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型 II *原則すべて <ul style="list-style-type: none"> * 1千万円以上、5千万円未満の土木関係工事 * 5千万円以上、2億円未満の土木関係工事で、配置予定技術者の能力を重視する必要がない工事 ・5千万円未満であっても技術的難易度から地域型 I を適用する土木工事業、舗装工事業 <p>【建築】 なお、以下の工事については、配置予定技術者の過去の実績を求める <u>い</u>(簡易型以上を適用する場合は除く)。ただし、工事の技術的難易度等を考慮し、必要と考える場合は求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型 II *原則すべて <ul style="list-style-type: none"> * 1千万円以上、1億5千万円未満の建築関係工事 ・地域型 I の内、5千万円未満の建築関係工事 <p>※建築関係工事(建築工事業、管工事業、電気工事業など)</p>
地域要件	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が概ね20者以上確保できるように「主たる営業所」の地域要件を設定 ・最小単位は建設事務所管内の区域(管内の市区町村を組み合わせた区域で参加者数が確保できれば、その区域) ・1建設事務所管内で参加者数が確保できない場合は、隣接する建設事務所を順次加える ・県内全域で参加者数が確保できない場合は、「主たる営業所」の地域要件を定めず、「愛知県内に営業所が存在すること」を設定

(2) 入札参加者の技術的能力について、発注工事と同業種※の工事実績がある場合において、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事(令和3年4月1日の組織再編における従前の組織の発注工事を含む。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含まない。)における工事成績平

均が60点以上であることを資格要件として追加する。

※解体工事については、「解体工事業」に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の成績も対象とする。

(3)技術提案については、以下を資格要件として追加する。

ア)標準型

「5. 落札者決定基準について」で設定する、技術提案に関する事項の各課題に対する提案があること。

イ)簡易型

「5. 落札者決定基準について」で設定する、技術提案に関する事項(簡易な施工計画)の提案があること。

5 落札者決定基準について

標準型、簡易型及び特別簡易型の落札者決定基準は原則以下のとおりとし、形式ごとの一覧表をP. 36～P. 49に定める。

発注工事ごとの正式な落札者決定基準については、公告文の内容とする。

また、政府調達に関する協定(WTO)案件は、特別部会において案件ごとに落札者決定基準を別に定める。

5-1 評価項目

A 技術提案に関する事項

【標準型】

技術提案の内容	・工事目的物の性能・機能に関する技術提案(必須) ・社会的要請に関する技術提案
課題数	2～3
分類	3以内
提案数	5以内
評価の基準	・評価項目の設定理由を踏まえ、品質向上等に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性があることに対して評価
評価方法	評価項目(課題)ごとに設定

【簡易型】

技術提案の内容	以下に関する「簡易な施工計画」(2-2. 形式の選定フロー参照) (A) 工事目的物の品質確保に大きな影響を与える施工計画及び特に配慮が必要な、その他の施工計画(安全対策、環境対策など) (B) その他の施工計画 ・(A)以外の品質管理 ・工期短縮 ・安全対策 ・環境対策 ・その他施工上の課題 等
課題数	1～2
分類※	3以内 ※簡易型の分類については必要な場合に設定
提案数	5以内
評価の基準	(A) 標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、具体的で工夫等が見られ、かつ、履行確認できる」場合に評価…10点満点 (B) 標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、具体的、かつ、履行確認できる」場合に評価…5点満点
評価方法	有効提案数によって多段階評価(評価方法は課題ごとに設定)

B 企業の技術力に関する事項

B-① 企業評価対象工事の施工実績

評価対象	当該工事の全部又は代表的な(主たる)工種・工法	
規模	当該工事と同規模を標準とする	
対象期間	特別簡易型 簡易型	過去5年間又は10年間を標準とする(工事ごとに設定) ※1
	標準型	過去10年間又は15年間を標準とする(工事ごとに設定) ※1
発注元	土木関係工事	公共工事(国又は地方公共団体(特殊法人等含む)が発注した工事。以下同じ)を対象(民間工事は対象外)
	建築関係工事	公共工事のほか民間工事も対象
営業所の取扱い	•県内にある営業所(主たる営業所含む。以下同じ)が行った実績は、県外で行ったものを含めて県内すべての営業所が行った実績を認める •県外の営業所の行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合に、その営業所が行った実績のみ評価する	
その他	下請けでの施工実績は認めない	

※1 前年度までの過去5年度、10年度又は15年度それぞれに、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

<参考>

「地方公共団体」の取り扱い

地方公共団体には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含みます。

(例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)

・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。

・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

(例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)

・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

(例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

・公益財団法人愛知水と緑の公社

・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。

B-② 工事成績

対象工事	地域型 I・II	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の成績 ※1	
	広域型	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の成績 ※1	
対象期間 及び評価	地域型 I・II	一般土木工事 及び舗装工事	次のどちらか優位な方 (イ)過去3年間の各年度最上位成績の平均点 ※2 (ロ)前年度75点以上の工事件数
		上記以外	過去3年間の各年度最上位成績の平均点 ※2
	広域型	過去3年間のいずれか1件の工事成績評定点 ※3	
評定範囲	地域型 I・II	土木関係工事	上限 83点以上 下限 75点以上
		建築関係工事	上限 81点以上 下限 75点以上
	広域型	土木関係工事	上限 83[82]点以上 下限 75[78]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は []書きの点とする。
		建築関係工事	上限 81[80]点以上 下限 75[76]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は []書きの点とする。

※1 解体工事については「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の成績も対象とする。

※2 受注実績のない年度の工事成績評定点は、74点として計算する。

※3 前年度までの過去3年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含むが、今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いているものに限る。

B-③ 契約後VEの採用実績(土木関係工事の地域型 II 以外)

対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で採用された以下の実績 ・VE採用・VE非採用だが、新しい工夫、工法として評価された提案 ・VE非採用だが、コスト縮減策として採用した提案
対象期間	過去5年間(採用通知書の日付で判断する) ※1

※1 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

B-④ 優良工事表彰

対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績(業種は問わない)
対象期間	過去10年間(表彰状の日付で判断する) ※1

※1 前年度までの過去10年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

B-⑤ 中長期的な担い手の確保(広域型以外)

対象	正規社員(29歳以下の若手技術者)の雇用実績 ※1、※3
対象期間	過去2年間(24ヶ月間) ※2

※1 該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない
また、落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要
若手技術者の雇用実績は、D-土木⑤・建築⑥における雇用実績についても合わせて
加点する(同一人物も認める)
若手技術者は採用時に29歳以下であること

※2 技術資料を提出する前日から過去2年間(24ヶ月間)

※3 技術者の定義として建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国交省令で定める学科)又は建設業法施行令第36条第1項第四号、第37条第1項第二号、同条第2項第一号ロ及び同項第二号ロの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者とする

対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
1級土木施工管理技術検定試験	
2級土木施工管理技術検定試験	
1級管工事施工管理技術検定試験	
2級管工事施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター
1級電気通信工事施工管理技術検定試験	
2級電気通信工事施工管理技術検定試験	
1級造園施工管理技術検定試験	
2級造園施工管理技術検定試験	
1級建設機械施工技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会
2級建設機械施工技術検定試験	
1級建築施工管理技術検定試験	
2級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金
1級電気工事施工管理技術検定試験	
2級電気工事施工管理技術検定試験	

※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより
学校・学科を確認

B-⑥ 国家資格等の取得者(広域型以外)

対象	正規社員における国家資格等の取得者の有無 (業種は問わない) ※1、※2
対象期間	過去5年間(合格証明書等の日付で判断する) ※3、※4

※1 建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者(実務経験のみによるもの
を除く)を対象とする

同欄に掲げる者のうち、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実
務経験は問わない

※2 入社後に取得したもので、落札者決定時点で雇用が継続していることが必要

※3 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

※4 国家資格等の種類に応じて合格証明書(合格通知書含む)、免許の登録、免状の交
付又は資格者証の交付等の日付が対象期間内のものを認める

国家資格等一覧（建設業法施行規則第7条の3第2号関係）

資格区分	証明書等	資格等の種類		
建設業法「技術検定」	合格証明書 (合格通知書含む)	1級建設機械施工技士		
		2級建設機械施工技士（第一種～第六種）		
		1級土木施工管理技士		
		2級土木施工管理技士	種 別	土 木
		3級土木施工管理技士		鋼構造物塗装
		1級建築施工管理技士		
		2級建築施工管理技士	種 別	建 築
		3級建築施工管理技士		堅 体
		1級電気工事施工管理技士		
		2級電気工事施工管理技士		
		1級電気通信工事施工管理技士		
		2級電気通信工事施工管理技士		
		1級管工事施工管理技士		
		2級管工事施工管理技士		
		1級造園施工管理技士		
		2級造園施工管理技士		
		1級建築士		
		2級建築士		
木造建築士				
技術士法「技術士試験」	免 許 証	建設、総合技術監理（建設）		
		建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		
		農業「農業農村工学」、総合技術監理（農業「農業農村工学」）H30迄の「農業土木」を含む		
		電気電子、総合技術監理（電気電子）		
		機械、総合技術監理（機械）		
		機械「熱・動力エネルギー機器」、総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」）H30迄の「熱工学」を含む		
		機械「流体機器」、総合技術監理（機械「流体機器」）H30迄の「流体工学」を含む		
		上下水道、総合技術監理（上下水道）		
		上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		
		水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）		
		森林「林業・林産」、総合技術監理（森林「林業・林産」）H30迄の「林業」を含む		
		森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）		
		衛生工学、総合技術監理（衛生工学）		
		衛生工学「水質管理」、総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		
		衛生工学「廃棄物・資源循環」、総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）H30迄の「廃棄物管理」を含む		
		第1種電気工事士		
		第2種電気工事士		
		電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免 状	電気主任技術者（1種・2種・3種）
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者		
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免 状	給水装置工事主任技術者		
消防法「消防設備工事試験」	免 状	甲種消防設備工 乙種消防設備工		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工		
		左官		
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工		
		ウェルポイント施工		
		冷凍空調制御機器施工・空気調和設備配管		
		給排水衛生設備配管		
		配管・配管工		
		建築板金（選択科目「ダクト下板金作業」）		
		タイル張り・タイル張り工		
		焚炉・焚炉工・れんが積み		
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		
		石工・石材施工・石積み		
		鉄工・製錬		
		鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）		
		工場板金		
		建築板金・板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）		
		板金・板金工・打出し板金		
		かわらぶき・スレート施工		
		ガラス施工		
		塗装・木工塗装・木工塗装工		
		建築塗装・建築塗装工		
		金属塗装・金属塗装工		
		噴霧塗装		
		路面標示施工		
		骨製作・骨工		
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		
		熱絶縁施工		
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工		
		造園		
防水施工				
さく井				
その他		地すべり防止工事士 建築設備士 一級計装士 基礎施工士 解体工事施工技士		

B-⑦ 建設機械の保有

対象業種	土木関係工事のうち、土木、舗装、とび・土工、解体工事業 ※1
評価対象	建設機械の保有又は長期リース(1年以上) ※2、※3
対象期間	公告日時点において保有又はリース期間中であること ※4

※1 土木工事業の内、プレストレストコンクリート(PC)工事は評価対象外

※2 元請け企業としての保有又は長期リースに限り、下請け企業(協力企業)の所有、又は他の元請け企業及び下請け企業との共有名義による保有又はリースは認めない

※3 対象機種の組合せは問わない(同一機種の複数保有も認める)

舗装機械については下表4機種の内、1機種でも認める

入札に参加する営業所による限定はせず、元請け企業としての所有を認め、建設機械の保管場所は県内に限定しない

※4 公告日時点で保有又は1年以上の長期リース期間が契約書等により確認できるものを認める

対象機種・規格は以下のとおり

機種	ブルドーザー	ショベル系掘削機	トラクターショベル	舗装機械	ダンプ車	移動式クレーン
規格	自重が3t以上		バケット容量 0.4m ³ 以上	アスファルトフィニッシャ モーターグレーダ タイヤローラ ロードローラ	最大積載量2t以上	吊り上げ能力が3t以上

B-⑧ ICT活用工事の取組実績

対象業種	土木関係工事のうち、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事業 ※1
評価対象	・愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における「ICT建設機械による施工」の取組実績で、取組証が発行されていること ・発注工事と同業種の工事での取組に限る ※2
対象期間	過去1年間(取組証の日付で判断する) ※3

※1 土木工事業の内、プレストレストコンクリート(PC)工事は評価対象外

※2 土木工事業(PC工事除く)ととび・土工工事業での実績は等しく評価する

※3 前年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

B-⑨ ISO9000シリーズの取得

対象	原則、今回の入札に参加する営業所が ISO9001 に認証されていること
営業所の取扱い	ただし、設備系工事などは、認定部門で指定し、営業所の認証までは求めない

C 配置予定技術者の能力に関する事項

C-① 技術者評価対象工事の施工実績(地域型Ⅱ以外)

対象経験	元請けとして行った工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての経験を求める ただし、工事の途中で交代している場合は、評価対象工事の経験※1があることをコリンズ等で証明できること(コリンズの変更届があり実施工程表で確認できるものに限る) 監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限る	
評価対象	当該工事の全部又は代表的な(主たる)工種・工法	
規模	当該工事の2／3程度の規模を標準とする	
対象期間	特別簡易型 簡易型	過去5年間又は10年間を標準とする(工事ごとに設定) ※2
	標準型	過去10年間又は15年間を標準とする(工事ごとに設定) ※2
発注元	土木関係工事	公共工事(国又は地方公共団体(特殊法人等含む)が発注した工事。以下同じ)を対象(民間工事は対象外)
	建築関係工事	公共工事のほか民間工事も対象

※1 評価対象工事の工種に係る施工期間を概ね従事していること

※2 前年度までの過去5年度、10年度又は15年度それぞれに、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

C-② 工事成績(地域型Ⅱ以外)

対象	監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を評価する。 工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上、かつ、完了時まで従事した者の実績を認める。なお、工場製作が伴う場合は、現場作業期間の半分以上、かつ、完了時まで従事した者の実績を認める 監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限る		
対象工事	地域型Ⅰ	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の成績 ※1	
	広域型	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の成績 ※1	
対象期間及び評価	地域型Ⅰ	過去5年間の最上位成績点 ※2	
	広域型	過去5年間のいずれか1件の工事成績評定点 ※2	
評定範囲	地域型Ⅰ	土木関係工事	上限 83点以上 下限 75点以上
		建築関係工事	上限 81点以上 下限 75点以上
	広域型	土木関係工事	上限 83[82]点以上 下限 75[78]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は []書きの点とする。
		建築関係工事	上限 81[80]点以上 下限 75[76]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は []書きの点とする。

※1 解体工事については「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の成績も対象とする。

※2 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含むが、今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いているものに限る。

C-③ CPD実績

対象	土木関係工事	建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認める ※1
	建築関係工事	建築CPD情報提供制度(運営:建築CPD運営会議)によるCPD実績
対象期間	土木関係工事	前年度までの過去3年度と、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内
	建築関係工事	前年度までの過去2年度と、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内
評価	土木関係工事 (広域型)	対象期間のうち任意の2年間(24ヶ月間)で1年間の推奨単位(※2)を取得、もしくは3年間(36ヶ月間)で1年間の推奨単位取得
	土木関係工事 (地域型 I・II)	対象期間のうち任意の3年間(36ヶ月間)で、1年間の推奨単位(※2)を取得、もしくは、推奨単位の半分を取得
	建築関係工事	対象期間のうち任意の2年間(24ヶ月間)の取得単位 ※3

※1 証明発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることとする

※2 推奨単位については、加盟団体ごとの推奨単位とする

※3 1年間の推奨単位は12単位

<参考>建設系CPD協議会の推奨基準例

R2.1

建設系CPD協議会	単位	1年間の 推奨基準	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	CPD単位	50	
日本技術士会	CPD時間	50	

※加盟団体、年間推奨単位等は変更されることがあるため、建設系CPD協議会のウェブサイト等により確認を行うこと。

C-④ 資格保有(地域型Ⅱ)

対象資格	土木関係工事	一般土木工事	1級土木施工管理技士
		舗装工事	
		プレストレストコンクリート(PC)工事	
		鋼構造物工事	2級土木施工管理技士[土木]
		とび・土工工事	
		しゅんせつ工事	
		解体工事	
		塗装工事	1級土木施工管理技士
			2級土木施工管理技士 [鋼構造物塗装]
		造園工事	1級造園施工管理技士
			2級造園施工管理技士
	建築関係工事	一般建築工事	1級建築施工管理技士
		及び解体工事	2級建築施工管理技士[建築]
		管工事	1級管工事施工管理技士
			2級管工事施工管理技士
	土木・建築共通	電気工事	1級電気工事施工管理技士
			2級電気工事施工管理技士
		電気通信工事	1級電気通信工事施工管理技士
			2級電気通信工事施工管理技士

※ 表に記載のない工事を発注する場合は、該当する主任技術者等の資格を設定する。

CPD制度運営団体

R4.4

	土木関係工事	建築関係工事
団体名	建設系 CPD 協議会	建築 CPD 運営会議 (建築 CPD 情報提供制度)
目的	建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間での CPD（継続教育）の推進に係わる連絡や調整を図る	建築・設備関連団体が管理する建築士等の建築 CPD 実績をデータベースで統合的に管理し、地方公共団体の公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査等へ活用するための CPD 実績情報提供などの用途に活用
設立	平成 15 年 7 月 25 日	平成 18 年 4 月 11 日
加入団体 (会員)	空気調和・衛生工学会 建設業振興基金 建設コンサルタント協会 交通工学研究会 地盤工学会 森林・自然環境技術教育研究センター 全国上下水道コンサルタント協会 全国測量設計業協会連合会 全国土木施工管理技士会連合会 全日本建設技術協会 土質・地質技術者生涯学習協議会 土木学会 日本環境アセスメント協会 日本技術士会 日本建築士会連合会 日本コンクリート工学会 日本造園学会 日本都市計画学会 農業農村工学会	国土交通省 日本建築士会連合会 日本建築士事務所協会連合会 日本建築家協会 日本建設業連合会 日本建築学会 建築設備士関係団体 CPD 協議会※ 日本建築構造技術者協会 建設業振興基金 建築技術教育普及センター ※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加 団体 空気調和・衛生工学会 建築設備技術者協会 電気設備学会 日本設備設計事務所協会 建築技術教育普及センター
事務局	建設業振興基金（2022-2023 年度） (会長選出団体)	建築技術教育普及センター
1年間の 推奨単位	12～50（団体毎に異なる）	12

D 地域精通度・地域貢献度

D-土木①・建築① 地域内での拠点の有無(地域型 I・II)

主たる営業所所在地(広域型)

対象	地域型 I・II	・建設業の許可を登録している営業所が工事場所の地域内にあることを評価する ・その営業所で発注工事と同業種の営業が認められているものに限る
	広域型	主たる営業所が工事場所の近くにあることを評価する
地域内の範囲	地域型 I・II	管内及び市町村(旧市町村)内
	広域型	愛知県内又は地域内(管内)
その他	・工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する ・工事場所が事務所管外にある場合も、原則、発注事務所管内及び工事場所のある管内を等しく評価する	

D-土木②・建築② 県内又は地域内での公共工事施工実績(土木関係工事)

企業評価対象工事の施工実績(建築関係工事)

対象箇所	土木関係工事	地域型 I・II	市町村(旧市町村)内
		広域型	県内、管内又は市町村(旧市町村)内
	建築関係工事	地域型 I・II	管内及び市町村内
		広域型	管内
対象工事	土木関係工事	発注工事と同業種の公共工事 ※1、※2 (下請の施工実績は認めない)	
	建築関係工事	'企業評価対象工事の施工実績」と同様 (下請の施工実績は認めない)	
対象期間	土木関係工事	地域型 I・II	過去 5年間 ※3
		広域型	過去10年間 ※3
	建築関係工事	'企業評価対象工事の施工実績」と同様	
その他	・工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する ・工事場所が事務所管外にある場合も、原則、発注事務所管内及び工事場所のある管内を等しく評価する		

※1 解体工事における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の実績も対象とする

※2 PC工事、法面処理工事等、工事の種類を指定する必要がある場合は、工事の種類を指定する

※3 前年度までの過去5年度又は10年度それぞれに、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

D-土木③ 防災協定等に基づく協定締結及び活動実績(土木関係工事)※11

協定 締結	協定の 種類	愛知県	公共土木施設防災安全協定
		市町村	県内市町村との公共土木施設※1に関する協定
	対象	地域型 I・II	愛知県又は県内市町村との現在の防災協定等の締結状況 ※2
		広域型	愛知県との現在の防災協定等の締結状況
活動 実績 (実働)	協定の 種類	愛知県	公共土木施設防災安全協定
		市町村	県内市町村との公共土木施設※1に関する協定
		包括協定	愛知県との包括協定※3
	対象 ※4	地域型 I・II	防災協定等による活動実績の件数 ※2 包括協定に基づく防災活動実績の件数
		広域型	防災協定等による活動実績の有無 ※5 包括協定に基づく防災活動実績の有無
	対象期間	地域型 I・II	防災協定等による活動実績は過去3年間 ※6 包括協定に基づく防災活動実績は過去5年間 ※7
		広域型	防災協定等による活動実績は過去3年間 ※6 包括協定に基づく防災活動実績は過去5年間 ※7
活動 実績 (訓練)	協定の 種類	愛知県	公共土木施設防災安全協定
		市町村	県内市町村との公共土木施設※1に関する協定
		包括協定	愛知県との包括協定※3
	対象 ※4	地域型 I・II	防災協定等による防災訓練の件数 ※8 包括協定に基づく防災訓練の件数 ※9
		広域型	防災協定等による防災訓練の有無 ※5 包括協定に基づく防災訓練の有無 ※9
	対象期間	全て	防災訓練は前年度1年間 ※10

- ※1 公共土木施設とは「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる次の施設
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、
急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
- ※2 県と市町村の加算点の合算はできない。包括協定の締結は評価対象外
- ※3 愛知県建設局と建設業団体との防災に関する包括協定
- ※4 活動実績は現場における実働を対象とする
包括協定に基づく活動実績は団体に加盟している企業が出動要請を受け、出動応諾した企業に限り実績を認める
- ※5 愛知県建設局又は都市・交通局と締結した協定に基づくものに限る。市町村と締結した協定に基づくものは評価対象外
- ※6 前年度までの過去3年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む
- ※7 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む
- ※8 全ての防災訓練は、愛知県建設局、都市・交通局又は県内市町村が主催する訓練に限る

- ※9 包括協定に関する防災訓練は出動に応諾した企業のみ、出動応諾書により認める
- ※10 防災訓練は前年度1年間の実績に限定する
- ※11 「協定締結」及び「防災協定等の活動実績(実働・訓練)」については、「PC、鋼構造物、塗装、土木系設備工事」は評価対象外。ただし、「包括協定に基づく活動実績(実働・訓練)」は対象とする。

(参考)

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定
(以下、「包括協定」という)」の概要

地震、風水害その他の災害が発生し、愛知県が管理する公共土木施設が被災した場合に、被害の拡大防止と迅速な災害復旧を行うため、現在はエリアや区間を分割して、地元建設業者と建設事務所長(9建設事務所及び2港務所)が個別に公共土木施設防災安全協定を締結している。

しかしながら、建設事務所の範囲を超えて、愛知県全域に渡るような災害が生じた場合の対応の備えとして、全県各地に速やかに復旧活動が行えるように全県に渡って組織されている業団体で対応できるようにするため、協定を締結しているが、この協定が「包括協定」である。

「包括協定」は、平成25年3月21日に以下の建設業団体と協定を締結している。

- ・(一社)愛知県建設業協会
- ・(社)愛知県土木研究会
- ・(社)日本建設業連合会中部支部

D-建築③ 応急修理等に関する協定の状況(建築関係工事)

協定の種類	愛知県との応急修理等に関する以下のいずれかに関する協定の締結状況 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設 ・災害時における被災住宅の応急修理	
協定締結	地域型	協定の締結期間に応じた評価 ※1
	広域型	協定締結の有無のみを評価 ※1

※1 協会等の団体が協定を結んでいる場合には、当該協会等からの「その協定に係る企業である旨」の証明により認める

■災害時における被災住宅の応急修理に関する協定締結団体

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・愛知県建設業協会 | ・愛知県建設組合連合 |
| ・全愛知建設労働組合 | ・愛知県建築組合連合会 |
| ・愛知建設労働組合 | ・愛知県建築技術研究会 |
| ・尾張設備安全防災協議会 | ・三河管工業者協議会 |
| ・名古屋設備業協会 | ・愛知電業協会 |
| ・愛知県電気工事業工業組合 | ・愛知県空調衛生工事業協会 |
| ・愛知県管工事業協同組合連合会 | |

■災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定締結団体

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・プレハブ建築協会 | ・全国木造建設事業協会 |
| ・日本ツーバイフォー建築協会東海支部 | |
| ・日本ムービングハウス協会 | |
| ・日本木造住宅産業協会 | |

※協定締結団体は変更されることがあるため、ウェブサイト等で確認すること

D-土木④・建築④ ボランティア活動実績(地域型 I・II)

安全まちづくり	対象	土木関係工事及び建築関係工事
	種類	「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」の登録活動
	対象期間	前々年又は前年のうちいづれかの1年間(1月1日から3月31日までに公告されたものは前々々年又は前々年のうちいづれかの1年間) ※1
建設行政	対象	土木関係工事のみ
	種類	以下のいづれかの活動 ア) 愛知県建設局又は都市・交通局のアダプトプログラム関連事業 ・愛・道路パートナーシップ ・河川愛護事業 ・海岸愛護事業 ・港湾・漁港海岸愛護事業 イ) 愛知県建設局又は都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動実績
	対象期間	ア) 前々年度又は前年度(技術資料を提出する日の前日までを含む)のうちいづれかの1年間 イ) 前々年度又は前年度のうちいづれかの1年間

※1 安全まちづくり活動は、1月1日から12月31日までの活動であり、翌年の1月末日までに県民安全課へ活動報告書を提出しているものに限る

D-建築⑤ 愛知県被災建築物応急危険度判定士(建築関係工事の地域型 I・II)

対象	当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無
----	---------------------------------------

D-土木⑤・建築⑥ 雇用実績(地域型 I・建築関係工事の地域型 II)

対象	正規社員の雇用実績 ※1
対象期間	過去2年間(24ヶ月間) ※2

※1 該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない
また、落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要
正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、B-⑤中長期的な扱い手の確保における若手技術者の雇用についても合わせて加点する(同一人物も認める)
若手技術者は採用時に29歳以下であること
※2 技術資料を提出する前日から過去2年間(24ヶ月間)